

令和4年9月

各位

一般財団法人北海道建築指導センター

住宅性能評価料金及び長期使用構造等確認料金等の改定について

日頃より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

品確法及び長期優良住宅法の省令等改正により、令和4年10月1日から住宅性能評価はこれまで選択制であった一次エネルギー消費量等級の必須化、長期優良住宅は一次エネルギー消費量基準の追加、低炭素建築物は再生可能エネルギー利用設備設置の要件化等が行われます。

今般の省令等改正により審査事務作業量の増加が想定されることから、一戸建ての住宅に係る各種料金を改定させていただくことと致しました。

今後ともサービスの充実を図り、お客様の利便性向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 施行日

- ・令和4年10月1日

2. 料金

- ・次表参照

一戸建ての住宅（新築住宅）における令和4年10月1日改定料金

【設計住宅性能評価、長期使用構造等確認】

1-1. 設計住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

評価料金＝住棟料金＋住戸料金			
住棟料金			住戸料金
必須項目	選択項目 3分野以下	選択項目 4分野以上	
44,000	46,200	50,600	0

1-2. 長期使用構造等確認の料金（単位：円、税込）

確認料金＝住棟料金＋住戸料金	
住棟料金	住戸料金
44,000	0

1-3. 長期使用構造等確認を併せて行う場合の設計住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

評価料金＝住棟料金＋住戸料金			
住棟料金			住戸料金
必須項目	選択項目 3分野以下	選択項目 4分野以上	
44,000	46,200	50,600	0

1-4. 建築基準法第6条の2第1項の確認の申請とともに設計住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

審査条件	評価料金＝住棟料金＋住戸料金			
	住棟料金			住戸料金
	必須項目	選択項目 3分野以下	選択項目 4分野以上	
長期使用構造等確認あり	35,200	37,400	41,800	0
長期使用構造等確認なし				

1-5. 建築基準法第6条の2第1項の確認の申請とともに長期使用構造等確認の料金（単位：円、税込）

確認料金＝住棟料金＋住戸料金	
住棟料金	住戸料金
35,200	0

1-6. 建設住宅性能評価の料金（単位：円、税込）

評価料金＝住棟料金＋住戸料金			
住棟料金			住戸料金
必須項目	選択項目 3分野以下	選択項目 4分野以上	
$N \times 20,900 + L$	$N \times 22,000 + L$	$N \times 24,200 + L$	0

- ・Lは紛争処理負担金、Mは評価を行う戸数、Nは検査を行う回数とする。
- ・紛争処理負担金は、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅であることを証する書類を添付する場合は評価戸数一戸あたり3,000円とし、それ以外の場合は評価戸数一戸あたり4,000円とする。

【低炭素建築物技術的審査】

2. 低炭素建築物技術的審査料金（単位：円、税込）

審査条件		料金
単独審査		33,000
併願審査	設計住宅性能評価	11,000

【BELS評価】

3. BELS評価料金（単位：円、税込）

審査条件		料金
単独審査		33,000
併願審査	適合証明（フラット35）	16,500
	設計住宅性能評価	11,000
	長期使用構造等確認	
	低炭素建築物技術的審査	